

随意契約（相手方指定）調書

件 名	修繕契約（荒川自然公園ニンジャマウンテン）	No.5200604
工（納）期	令和7年9月30日	
契約締結日	令和7年7月10日	
契 約 金 額	1,870,000円（消費税込み）	

契 約 相 手 方	株式会社三英 (法人番号：8010501004788)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

業者選定理由書

件 名	修繕契約（荒川自然公園ニンジャマウンテン）
選 定 業 者 (案)	名 称：株式会社三英 所在地：千葉県流山市おおたかの森北一丁目8番地の6 代表者：代表取締役 三浦 慎
特 命 理 由	本件は、荒川自然公園のアスレチック遊具（ニンジャマウンテン）について、日常点検において部品の脱落等不具合が確認されたため、機能回復のための修繕を行うものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、当該遊具の製造かつ設置業者であり、構造や特徴を熟知していることから、最も確実かつ効率的な履行が期待できる。 ② 当該遊具における交換及び設置する部材等については、特殊な部品であるため、製造業者である上記業者以外の業者が修繕することは困難である。 ③ 仮に他社による修繕が行われた場合、事故等発生時の責任の所在が不明確になる恐れがある。 以上のことから、上記業者を契約相手方とした特命随意契約を締結する。
そ の 他 特記事項	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）